

公益社団法人佐賀県農業公社の農地中間管理事業に係る手数料徴収要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人佐賀県農業公社農地中間管理事業規程第10条の規定により、公益社団法人佐賀県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地中間管理事業を持続的かつ円滑に実施するため、当該事業において徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 令和7年4月1日以降に、農地中間管理事業により貸借の決定公告をするものを対象とし、受け手・出し手の双方から徴収するものとする。

(手数料の徴収及び手数料率)

第3条 公社は、農地中間管理事業により農用地等の借入、貸付を行う場合に手数料（手数料に消費税率を乗じた額、以下「手数料」という）を徴収する。

2 手数料算出のための手数料率は、別表を適用する。

(徴収の方法及び時期)

第4条 公社が農用地等を借り入れる場合の手数料（以下「借入手数料」という。）は、農用地等の出し手に対し、賃料支払日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額を賃料年額から控除して支払うことで徴収する。

2 公社が農用地等を貸し付ける場合の手数料（以下「貸付手数料」という。）は、農用地等の受け手に対し、賃料徴収日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額等を賃料年額に加算して徴収することによって徴収する。

(手数料の免除等)

第5条 公社は、下記の利用権設定においては、手数料を免除する。

- 1) 使用貸借及び物納による利用権設定
- 2) 農地中間管理機構関連農地整備事業及び佐賀県農業公社が実施する園芸団地整備運営事業における農地の利用権設定
- 3) 市町から農地中間管理権の取得に係る特例申請による農地の利用権設定
- 4) 上記3)の特例申請で申請された農地において、農地中間管理機構を通じて地権者と借受者の間で新たな利用権設定（但し、更新による再設定を除く）

2 公社は、災害等やむを得ない事由の場合、手数料の一部又は全部を免除若しくは徴収を県と協議のうえ猶予することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、公益社団法人佐賀県農業公社農地中間管理事業規程第10条の規定により佐賀県と協議し同意があった日（令和6年3月29日）から施行する。

別 表

区 分	手数料率等
借入手数料（出し手）	賃料年額の1.0%（消費税は手数料の料率に乗じた額）
貸付手数料（受け手）	賃料年額の1.0%（消費税は手数料の料率に乗じた額） ただし年間賃料が、500万円を上回る経営体については、1経営体当たり5万円とする（消費税は5万円に乗じた額）

- 1 賃料年額に手数料率を掛けた金額が100円未満の場合は、徴収しない。
- 2 賃料年額に手数料率を掛けた金額が100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 手数料に係る消費税及び地方消費税は外税とし手数料徴収時に合わせて徴収する。